

重大ないじめ問題に対応する校内危機管理委員会

(B)いじめ問題に対応する校内危機管理委員会

(A)校内危機管理委員会

中核となる危機管理組織

校長・副校長・教頭
主幹教諭・事務長
各学部主事・寮務主任

【役割】

- 校内での危機管理を必要とする事案への迅速で組織的な対応

左記(A)に加え、生徒部長
人権教育主任、養護教諭
スクールカウンセラー
事案に応じ校長が必要と認める
教職員・保護者・外部の専門家等

【役割】

- 基本方針第4-(3)に定める役割
- 年間指導計画の作成・実行、検証、修正
- チェックシートの作成・検証・修正
- 校内研修の企画
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめに関する情報の収集と記録、校内での共有
- いじめがあると判断された場合の対応

左記(B)に加え
利害関係を有しない者(第三者)

【役割】

- 基本方針第5-(4)に定める役割
- 事実関係の調査
- いじめを受けた関係者への適切な情報提供
- 調査結果の報告

【重大ないじめ問題】とは

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・年間30日を超えて欠席を余儀なくされている疑いのあるとき